

管理目標ワーキングの検討条件

1. 実施計画作成の経緯

平成15年1月1日 自然再生推進法 施行

法律の概要

【定義】

自然再生：過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。

【基本理念】

地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、科学的知見に基づいて実施。

事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その結果に科学的な評価を加え、これを事業に反映。

平成15年7月5日 荒川太郎衛門自然再生協議会設立

平成15年7月5日 荒川太郎衛門自然再生事業 全体構想 作成

平成18年5月28日 荒川太郎衛門自然再生事業 全体構想 変更

平成23年1月28日 荒川太郎衛門自然再生事業 実施計画 作成

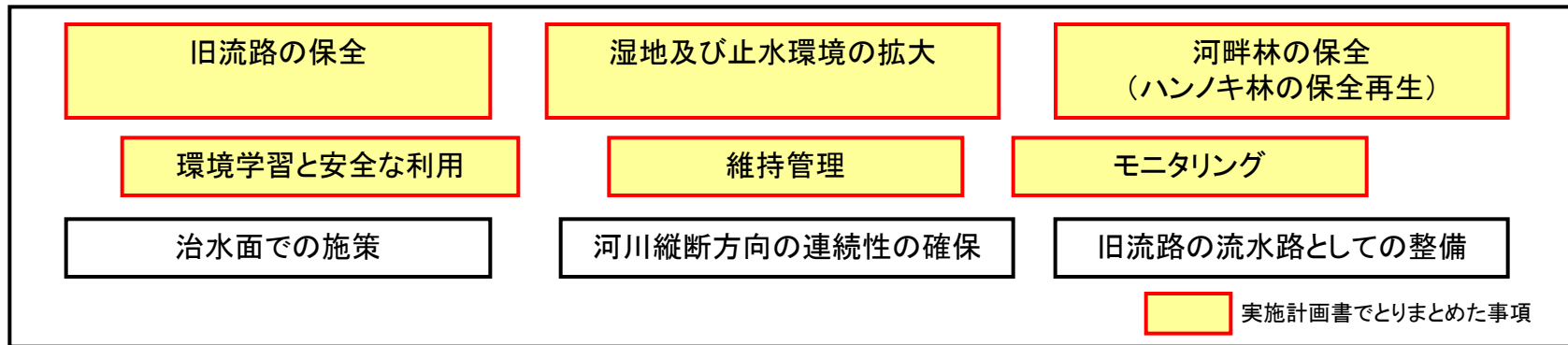
具体的な目標像・維持管理

管理目標ワーキングで検討

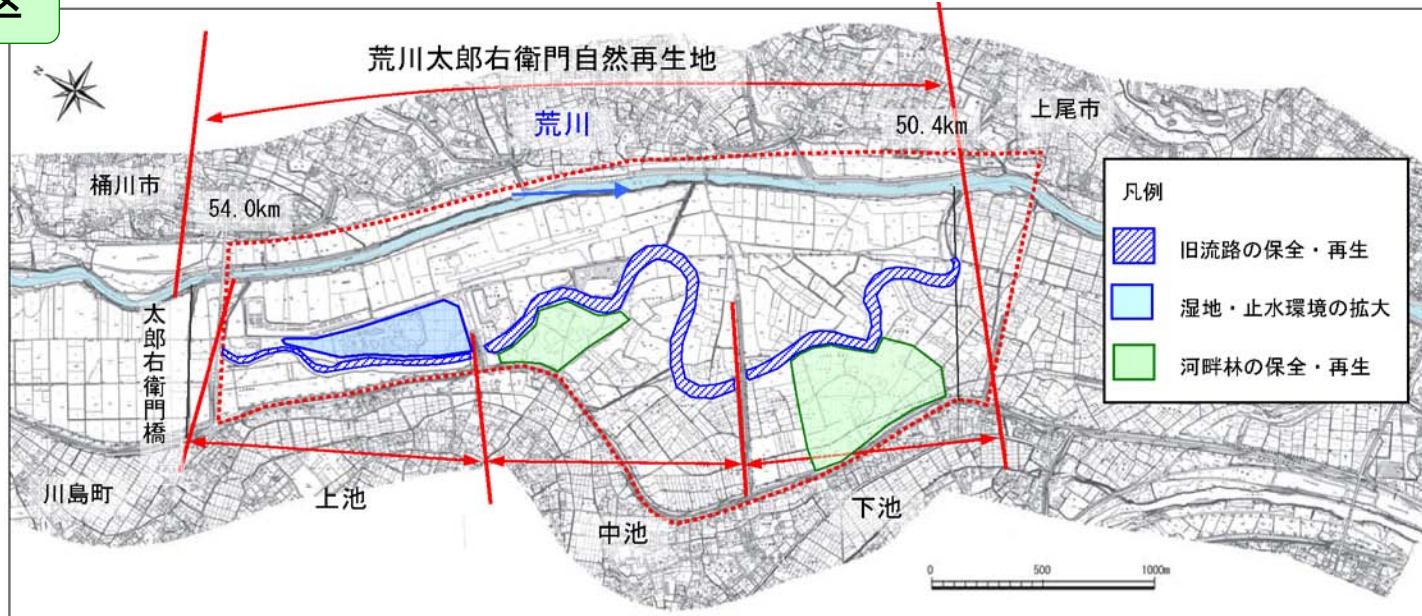
2. 実施計画の概要

- 平成23年1月28日に作成された実施計画では自然再生の目標を達成するための施策として「旧流路の保全」、「湿地および止水環境の拡大」、「河畔林の保全、ハンノキ林の保全・再生」、「環境学習と安全な利用」および「維持管理、モニタリング」に関する事項をとりまとめている。

自然再生全体構想における自然再生目標を達成するための施策



事業地区

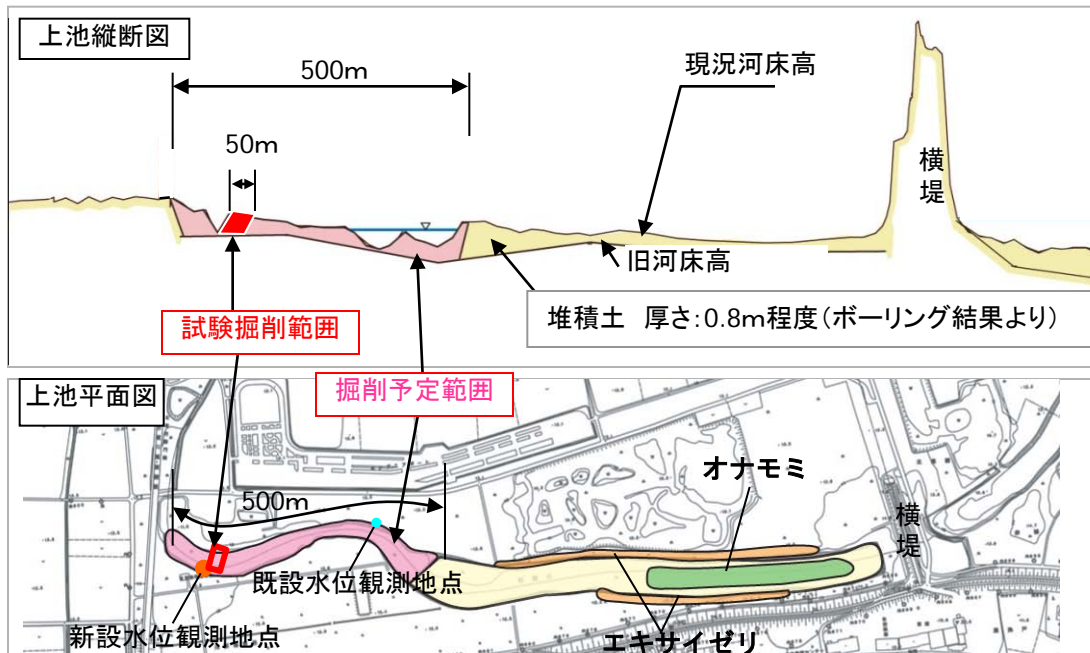


2. 実施計画の概要

①旧流路の保全・再生

- 旧流路(上池・中池・下池)の保全・再生を目的に、開放水面の創出を図る。
- 中池・下池については既に開放水面があることから、環境を改変は行わないこととし、モニタリングを行いながら保全を行っていく。
- 上池の開放水面の創出においては、呑み口の切り下げ及び上流側で、地下水の湧水を期待し、河床堆積物の掘削を行う。なお、下流側では希少種(エキサイゼリ、オナモミ)が確認されていることから、これらの希少種を保全する観点から環境の改変は行わないように現状の保全を図る。

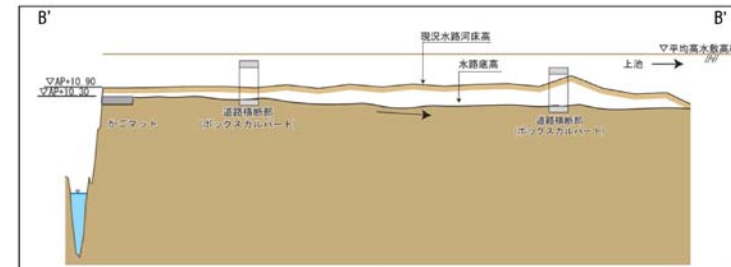
掘削の範囲



呑み口の切り下げ

※呑み口の整備は平成21年度に完成しています。

上池呑口部は、現況の呑口よりも敷高を切下げ、増水時における本川からの流入頻度の向上を図る。
 なお、上池下流で希少種(エキサイゼリ、オナモミ)については減水時の流出防止対策も併せて実施する。



2. 実施計画の概要

②湿地及び止水環境の拡大

- 上池周辺の高水敷では、地盤の切下げ等により、湿地及び止水環境の拡大を実施していく。
- また、上池周辺の試験施工地で地中に廃棄物の混入が確認されたことから、施策の実施においては事前に調査を行い、地盤の切下げ等について検討した上で実施する。

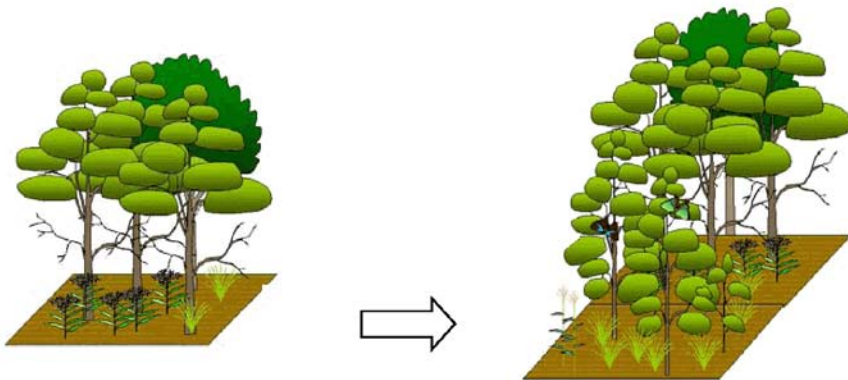
③河畔林の保全・再生等

- 高木・壮齢樹化しているハンノキ等の河畔林においては、間伐、下刈り、盤下げ、移植等を行うことにより、ハンノキ等の河畔林の萌芽、生育適地についての知見を得るとともに、多様な樹齢の樹木が生育する河畔林を保全・再生する。
- また、中池の河畔林周辺部における外来植物の繁茂している箇所では、在来植物が生育可能な環境を整え、本来の在来植物の繁茂する環境を拡大・維持する。

- 中池の河畔林(クヌギ、エノキが優先)



- 下池の河畔林(ハンノキ等が優先)



高木・壮齢樹化の進行

若齢樹の育成等による
多様な樹林環境

2. 実施計画の概要

④維持管理

荒川太郎右衛門自然再生地の維持管理、モニタリング、環境学習及び安全な利用は、以下の方針に基づき実施していく。

- (1) 都心から40 km圏内に位置するまとまった自然地であることを踏まえ、人と自然のふれあいに配慮した良好な自然地を形成していくように管理する。
- (2) 希少種や事業実施箇所等を保全するために必要となる外来植物の刈り払いやゴミ拾い等の活動を実施していく。実施する活動は、環境モニタリングの結果に応じて順応的に設定することとし、自然再生事業の取組みに参加される方々の協力を得て実施する。
- (3) 良好な自然地を形成していくため、環境学習や自然体験プログラムを通して、上記のような活動を呼びかけ、参加者の意識を高める。
- (4) 管理作業の実施にあたっては保全調整会議(仮称)等を随時開催し、目的や手法等の認識を共有する。また、必要に応じて管理等における専門委員会を設置する。
- (5) 事業目標の達成状況はモニタリング調査結果を基に評価し、施策にフィードバックしていくものとする。



生態系モニタリング専門委員会における協議



現地における確認



太郎右衛門自然再生地におけるゴミ拾い



三ツ又沼における環境保全活動

2. 実施計画の概要

⑤将来実施する施策等に関する検討

荒川太郎右衛門自然再生地の全体構想の段階的な推進に向けて、本実施計画の施策の評価及び自然再生地全域の植生調査等必要な調査を実施しながら下記の検討を進めるものとする。また、検討にあたっては、今後予定される調節池計画(約48km～53km 付近)と整合を図りながら進めていく。

1. 施策の検討

(1) 民有地における湿地及び止水環境の拡大

自然再生地での多様な水域・水際環境の創出のため、植生調査等のモニタリング結果を勘案して、湿地や止水環境の拡大を検討していく。

(2) 旧流路の流水路としての整備

自然再生地での多様な水域・水際環境の創出のため、旧流路の植生調査等のモニタリング結果を勘案して、湿地及び止水環境を拡大していくとともに、流水を有した環境の整備手法を検討する。なお、旧流路の形状を出来るだけ活かすこととするが、現在の止水環境の保全を考慮し、流水路の位置は柔軟に検討していく。

(3) 河川の縦断方向の連続性の確保

魚類をはじめとする水生生物の生息環境を創出のため、流水路にあわせ、本川と流水路との連続性の確保も検討する。

2. 周辺地域への広がり

(1) エコロジカル・ネットワークの核の形成

荒川太郎右衛門自然再生地が、上流の荒川ビオトープと下流の三ツ又沼ビオトープ、及び入間川や江川等自然環境の「核」となるよう、ネットワークを踏まえて、自然再生地における湿地環境のさらなる保全・再生等の検討を進めていく。

(2) 情報の共有

自然再生事業の実施に関わる方々の理解や協力が得られるよう、説明会や意見交換会等の開催によって必要な情報を共有するとともに情報発信にも取り組む。

(3) 地域の活性化

自然再生全体構想のコンセプトを踏まえ、地域の活性化のため、多様な事業実施主体に参加を促し、より効果的な施策を推進するよう、関係者との連携を図る。

3. 平成23年度予定の工事の内容について

●平成23年度は、上池旧流路上流側の現河川堆積物の掘削を予定しています。
 なお、掘削した土は埋土種子の有効活用を行うとともに、残土を埼玉県内で予定している堤防の盛土に活用する計画となっています。
 ※なお、協議会では上池の試験施工の結果を踏まえても、掘削は慎重に行うべきとの意見が出されており、上池を1年間で全て掘削するのではなく、隣接する湿地拡大地区の整備と合わせて平成23年度～平成26年度にかけて、モニタリングを実施しつつ施工する等の変更も考えられます。
 また、工事用の道路は、そのまま残して維持管理用の通路として利用することで効率的な整備ができると考えています。

整備内容・工事スケジュール

